

職員の倫理保持のための ルールができました

登別市職員倫理条例が施行されます

市は、職員が仕事を行う上で市民の皆さんの疑惑や不信を招くことがないように、4月1日から登別市職員倫理条例が施行され、職員は条例に定められたルールを守ります。



ルールのほとんどは『利害関係者』との関係についてのものです

■利害関係者から金銭や物品、不動産の贈与は受けません

典

Q&Aこんな場合は？

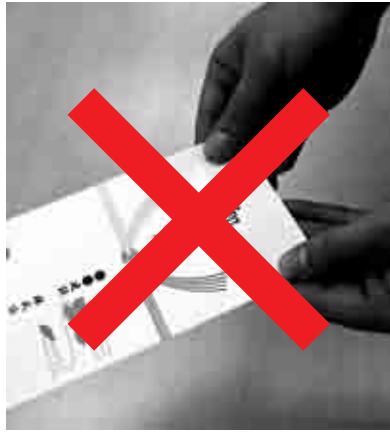
Q1 職員が喪主となっている葬儀

に、香典は持参できますか？

A1 職員は、本人との関係による利害関係者から香典は受け取りません。しかし、亡くなった家族との関係により持参された香典は、通常の社交儀礼範囲内のものであれば受け取ることができます。

Q2 弔電や花輪はどうですか？

A2 職員は、利害関係者から弔電を受け取ることはできません。しかし、花輪は、条例で禁止されている贈与に当たりますので受け取りません。



ただし、次のようなときには、受け取ることができます。

- 会社名入りカレンダーなど広く一般に配布する宣伝用物品や記念品
- 親の葬儀で、親などの関係で持参した通常の社交儀礼範囲内の香

■利害関係者から酒食などのもてなしは受けません



酒食に限らず、ゴルフや観劇などどんなもてなしも、利害関係者に費用を負担させて行いません。

ただし、次のようなときには、職員が利害関係者の負担により飲食を

利害関係者とは？

利害関係者とは、職員にとって、次のいずれかに当たる者です。

- 許認可などを受けている、または申請をしている事業者や個人など
- 申請をしようとしている者を含む
- 補助金などの交付の対象となる、または申請をしている事業者や個人など

※申請をしようとしていることが明らかなるを含む。

- 立入検査または監査を受ける事業者や個人など

※法令の規定により立入検査をされる状態にあるときは利害関係者になります。

- 不利益処分の名あて人となるべき事業者や個人など

※例えば、税の滞納処分などが行われる場合の相手方などです。

- 行政指導により現に一定の作為または不作為を求められている事業者や個人など

● 契約を締結している、または申し込みをしている事業者・個人など

※申し込みをしようとしていることが明らかなるを含む。

- 入札参加のために必要な資格を有する事業者など

● 指定管理者の指定を受けている、または候補となっている、指定の申請をしている事業者など

※指定を受けようとしていることが